

愛剣連発第90号
令和3年1月15日

各地区剣道連盟御中
各関係団体御中
会員各位

一般財団法人愛知県剣道連盟
理事長 祝 要 司

令和3年2月の愛知県剣道連盟主催事業について

1月13日、愛知県にも新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が再発令されました。現在のこの悪化する感染状況を重く受け止め、愛知県剣道連盟では緊急を要しない事業、参加者数が多く密集を回避できない事業は中止といたします。令和3年2月度事業の開催については下記の通りです。会員の皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。

【2月度の中止する事業】

令和3年	2月 1日 (月)	県合同稽古会	(枇杷島)
	2月 6日 (土)	東海地区合同稽古会	(露橋)
	2月15日 (月)	県合同稽古会	(枇杷島)
	2月27日 (土)	居合道合同稽古会	(露橋)

【2月度の開催する事業】

令和3年	2月 7日 (日)	居合道高段位受審者講習会	(半田青山)
	2月13日 (土)	コロナ禍における審判法伝達講習会	(愛知県武道館)
	2月14日 (日)	剣道四・五段審査会	(愛知県武道館)
	2月27日 (土)	杖道合同稽古会	(露橋)
	2月28日 (日)	杖道講習会および審査会	(中)

以上